非農地証明願　必要書類一覧

１～３のいずれかに該当する場合、提出することができます。	
1	土地が森林の様相を呈しているなど、人力（草刈機）又は農業用機械（プラウ・ハロー・バックホウ等）では耕起、整地できない農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、農業機械の利用が困難な傾斜地、狭小地及び湿地等で団地性が無い等、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地。
2	自然災害による災害地等で農地への復旧が著しく困難であると認められる土地。
3	農地法の適用（昭和47年5月15日）以前から、森林の様相を呈していた非農地であった土地。

書類名	必要部数	チェック
非農地証明願様式	2 部	
土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	原本１部	
現場写真（4方向から撮影）及び撮影方向を示す図面	1部	
本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）	原本を持参	

必要に応じて添付すべき書類		
委任を受けて代理で申請手続きを行う場合 **※代理人（受任者）は原則、行政書士となります**	**必要部数**	**チェック**
委任状 ※原則、委任者の氏名は自署すること	原本１部	
代理人（受任者）の本人確認書類 （運転免許証、マイナンバーカード等）	原本を持参	
農地法の適用（昭和47年5月15日）以前から、森林の様相を呈していた非農地であった土地	**必要部数**	**チェック**
昭和47年5月15日以前の航空写真等	１部	

※以下の場合は、非農地に該当しません。

●基盤整備事業等の条件整備が計画されている土地

●集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地

●違反転用（転用許可内容に反している場合も含む）されている土地

●ギンネム林又はススキ原野等である土地